

(案)



岡 賃 審 第 号
令和7年9月29日

岡 山 労 働 局 長
森 實 久 美 子 殿

岡山地方最低賃金審議会
会 長 西 田 和 弘

岡山県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和7年7月11日付け岡労発基0711第2号及び8月4日付け岡労発
基0804第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、専門部会を設け
慎重に審議を重ねた結果、改正決定の必要性ありとの結論を得た旨当該部会長から報
告があったので、最低賃金審議会令第6条第5項の規定による議決に基づき答申する。